

## 「散骨場計画報道への申立て」に関する委員会決定 — 見 解 —

申立人 株式会社 A社社長

被申立人 静岡放送株式会社（SBS）

苦情の対象となった番組

『イブアイしずおか・ニュース』（月～金 午後6時15分～7時）

放送日時 2014年6月11日（水）の上記番組内の4分30秒のニュース

【決定の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ

### 【本決定の構成】

- I 事案の内容と経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ページ
  - 1. 本件放送内容と申立てに至る経緯
  - 2. 論点
- II 委員会の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ページ
  - 1. 「個人名と顔の映像は露出しないとの合意」に関する事実関係
  - 2. SBSが申立人と熱海記者会との合意事項に反し申立人の顔の映像を放送したことは肖像権侵害にあたるか
  - 3. SBSが申立人と熱海記者会との合意事項に反し顔の映像を放送したことに放送倫理上の問題があったといえるか
  - 4. 熱海記者会による申立人との合意と報道の自由の問題（付言）
- III 結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15ページ
- IV 放送概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16ページ
- V 申立人の主張と被申立人の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・ 17ページ
- VI 申立ての経緯および審理経過・・・・・・・・・・・・・・・・ 19ページ

## 【決定の概要】

静岡放送（SBS）は2014年6月11日放送のローカルニュース番組『イブアイしずおか・ニュース』において、静岡県熱海市で民間業者（以下、「本件会社」という）が進める「散骨場」建設計画について本件会社の社長（申立人）が市役所に計画の修正案を提出したうえで記者会見する模様を取材し、申立人の顔の分かる映像を使用して放送した。この放送に対し申立人は、熱海記者会との間で個人名と顔の映像は出さない条件で記者会見に応じたのに、顔出し映像が放送されたとして人権侵害・肖像権侵害を訴え、委員会に申し立てた。

委員会は申立てを受けて審理し、決定に至った。決定の概要は以下のとおりである。

「個人名と顔の映像は露出しないとの合意」は申立人と熱海記者会との間でなされた。SBSは、熱海記者会所属の同社記者が会見に参加するにあたり、記者会の合意事項を受け入れることとしたのであるから、この合意事項に拘束される。

SBSが合意事項に反して申立人の顔の映像を放送した点は、明らかにSBSに非がある。しかし、肖像権侵害の判断との関係においては、「合意事項に反して放送がなされた」ことは、結局、承諾なく肖像が放送された場合の一態様と評価されるため、肖像権侵害の有無は、報道の公共性との比較考量によって判断される。

本件放送当時、本件会社が建設・運営を計画していた散骨場施設は、亡くなった方を慰霊する施設であることから、墓地、埋葬等に関する法律（墓埋法）の適用の有無が問題とされており、墓地類似という施設の性格から近隣住民による反対運動が起きていた。記者会見前、報道各社は「熱海の山林に『散骨場』計画 周辺に保養所、マンション 地元住民が反発」などと報道し、また、熱海市は散骨場に対して墓埋法が適用されるかを厚労省と協議していることについて会見を開いていた。そして、本件会社も修正案提出後のホームページ上で「心の“お墓”熱海『大地の里』-海洋散骨園-」と記していた。これらの事実から、本件当時、散骨場建設計画について報道することには相当高い公共性が認められる。

SBSの取材・報道の内容も、散骨場建設を計画している本件会社の社長である申立人が、市役所に計画の修正案を提出する場面と、熱海記者会との会見の状況を取材し、適切な範囲で報道したものであるから、特に問題があったということではできない。

以上から、本件放送は、公共性のある事項に関し、公益目的をもって、申立人の映像を相当性の認められる態様において放送したものであるから、肖像権侵害があったとは認められない。

しかし、取材対象者との信頼を確保し、その信頼を裏切らないことは、放送倫理上報道機関にとって当然のことである。日本民間放送連盟の報道指針の趣旨からすると、SBSが、合意事項に反した放送をしたことは放送倫理上の問題がある。

既にSBSが申立人に対し謝罪の意向を示し、また、今後同様の事態が生じないための措置をとっていることを委員会は評価するが、今回の事態が生じた原因は日々の放送業務の性格上当然に予見されるべき基本的な問題であった。委員会はSBSに対し本決定の主旨を放送するとともに、再発防止のため更なる社内体制の充実を要望する。

なお、本件事案の特殊性に鑑み、以下付言する。

公共性のある事項について、公益目的のもとで、適確な報道を行うことは、報道機関に課せられた重要な使命である。そのような役割を果たすために取材・報道の自由が認められている。その観点から、取材・報道規制につながる申し入れに応じるようなことがあってはならず、また、同様の結果を生じさせるような過度の自主規制的対応があってはならないことを指摘しておきたい。

# I 事案の内容と経緯

## 1. 本件放送内容と申立てに至る経緯

静岡放送（SBS）は2014年6月11日放送のローカルニュース番組『イブアイしずおか・ニュース』で、静岡県熱海市で本件会社が進める「散骨場」の建設計画とそれに反対する地元住民の活動や最近の墓事情などを放送した。番組では、本件会社の社長が市役所に計画の修正案を提出したうえで記者会見する模様を取材し、同社長の映像を使用して報道した。社長の映像は、熱海市に修正案を提出するシーンと熱海記者会による記者会見のシーンで使用されている。修正案提出シーンでは3回にわたって顔の分かる映像計約25秒が放送され、他に鼻・口を含んだ映像も約8秒使用された。記者会見のシーンでは顔部分は露出していない。また、社名と当該会社の「社長」という字幕の表示はあるが、社長の「実名」はコメント、字幕ともに放送されていない。（後掲「IV放送概要」参照）

この放送の直後、社長は熱海記者会の幹事に連絡し、熱海記者会との間では個人名と顔の映像は露出しない条件で取材に応じた（以下「個人名と顔の映像は露出しないとの合意」と記す）にもかかわらず、顔出しの映像が放送されたと抗議した。一方、SBSは同社長に電話して「SBSのミスでご迷惑をおかけした。会ってお詫びしたい」と伝えたが、社長は話し合いには応じられない姿勢を示した。

その後、社長は6月17日、本件放送による人権侵害・肖像権侵害を訴え、「謝罪と誠意ある対応」を求める申立書を委員会に提出した。申立書はまた、顔出し映像の放送は担当記者による「故意だと思われる」と主張している。

これに対しSBSは8月20日に委員会に提出した「経緯と見解」書面で、同社長と熱海記者会との間に「個人名と顔の映像は露出しないとの合意」があったことを認め、たうえて、「故意によるものではなく、担当者の不注意・失念によるもの。業者社長にはお詫びの申し上げようもありません」と述べている。

委員会は9月に開催された第212回委員会で、委員会運営規則第5条（苦情の取り扱い基準）に照らし、本件申立ては審理要件を満たしていると判断し、審理入りすることを決めた。

放送の概要については後述の「IV 放送概要」、提出された書面やヒアリングを通じて明らかになった申立人の主張とそれに対する被申立人の答弁は、「V 申立人の主張と被申立人の答弁」のとおりである。

また、申立てに至る経緯および審理経過は末尾「VI 申立ての経緯および審理経過」に記載のとおりである。

## 2. 論点

論点は以下のとおりである。

- (1) 「個人名と顔の映像は露出しないとの合意」に関する事実関係
  - ① 合意の当事者
  - ② 合意の効果
  
- (2) SBSが申立人との合意事項に反し顔の映像を放送したことは肖像権侵害にあたるか
  - ① 肖像権と公共性のある報道との関係
  - ② 熱海散骨場計画報道の公共性の有無
  - ③ 申立人の肖像権の保護と本件放送の公共性との関係
  - ④ 記者会合意と肖像権侵害との関係
  
- (3) SBSが申立人との合意事項に反し顔の映像を放送したことに放送倫理上の問題があったといえるか
  - ① 合意の効果と意味
  - ② 本件放送による申立人の被害
  - ③ 合意事項に反した放送は故意によるものか

## II 委員会の判断

### 1. 「個人名と顔の映像は露出しないとの合意」に関する事実関係

#### (1) 合意の当事者

申立人に関して放送をする際に、実名を使用せず、顔の映像を放送しないという合意が存在したことについて、申立人とSBSとの間で争いはない。しかし、申立人は、この合意は熱海記者会との間で結ばれたものであり、SBSとの間での合意ではないと主張するのに対し、SBSは最終的に、この合意は「申立人と各社それぞれで形成された」と主張する。

本件ではSBSが合意に反した放送をしたことが事案の主要な内容であるから、前提問題として、合意の当事者が誰かについてまず検討をしておきたい。

この点についてSBSの最終的な主張は上記のとおりであるが、当初提出された「申立てに対する経緯と見解」と題する書面及び答弁書のいずれにおいても、「事前に熱海記者会が社長と取材交渉し、会社名は出してよいが、社長の個人名、及び顔は出さないことを取り決めました。」「今回の取材・放送については、業者社長と熱海記者会との間に『顔と個人名の露出は避ける』という約束がありました。」と明記されている。

確かに、熱海記者会から会見前に出席者に配付された書面には、「出席者は、会見前に全員、A社社長に必ず、名詞（ママ）を差し上げてください。」との記載がある。このことはSBSの指摘のとおりであるが、これはあくまで取材時に申立人に名刺を手渡すようにとの指示に過ぎず、そのことは申立人との合意の相手がSBSであることを示す事実とも言えない。逆に、そのような書面が、熱海記者会の幹事担当記者から熱海記者会名義で出席者に配付されている事実は、合意の当事者がむしろ熱海記者会であることを示しているようにも考えられる。

ヒアリングで、SBSは、熱海記者会から「その条件で取材したくないというケースはお断り下さって結構ですという旨の連絡も来ておりました」と説明するが、それは、記者会と申立人の合意した条件が了解できなければ会見へ参加を断ってもよいというだけのことであり、SBSが申立人との合意の当事者であることを示す事実とは言えない。また、条件を受けるかどうかの連絡は、各社が記者会の幹事担当記者に対してするというのであって、申立人に対して各社が直接連絡をするというのでないことからすると、結局申立人とSBSとの間で会見について直接の交渉があったわけでもない。

これに対して、申立人は、申立て以前から本件ヒアリング時に至るまで終始一貫して合意の相手は熱海記者会であってSBSではないと述べている。放送

後申立て前のSBSとのやり取りのなかでは、合意の相手は熱海記者会であることを理由に「SBSは相手にしない」とまで発言している。このような申立人の認識からすれば、SBSにおいて「社長は、会見が個別に判断した各社それぞれとの合意で成り立つ意識は、持っておられたと感じています」として、いくらSBS側の主観的認識を強調しても、申立人においてSBSとの間で合意をしたという認識があったと判断することはできない。

以上から、「個人名と顔の映像は露出しないとの合意」の形成に至る生の事実関係と、申立人の認識を前提に判断すれば、申立人と熱海記者会との間で合意がなされたと判断せざるを得ない。SBSは、その条件を受け入れて熱海記者会による記者会見等に参加した立場にあったと判断される。

もちろん、参加するにあたり「個人名と顔の映像は露出しないとの合意」を受け入れるとのSBS独自の立場での判断があったことは否定されないが、だからといって、それが、申立人とSBSとの間において合意が成立したとすることを裏付ける事実であるとは言えない。

そもそもSBSからは、会見以前に申立人とSBSの記者との間で「個人名と顔の映像は露出しないとの合意」をしたとの主張はなされていないし、それを伺わせる事実関係も存在しない。結局、客観的な事実としては、申立人と熱海記者会幹事の担当記者（SBSからすれば他社の記者）との間で交渉がなされ、その結果としての合意が結ばれたという事実があるだけなのである。仮にその後記者会に加盟するSBSを含む他社の記者が、記者会幹事担当記者に「合意を受け入れる」と連絡を入れていたとしても、それらの事実から、申立人と各社個別に合意が成立していたと考えることは、法的解釈としても無理がある。

この点に関するSBSの主張を採用することはできない。

## (2) 合意の効果

合意当事者に関する判断は上記のとおりである。そして本件における合意によって、以下のとおり、SBSは申立人が計画の修正案を提出し記者会見する模様を報道するにあたって、申立人の実名を用いてはならず、かつ、申立人の顔を報道してはならないことになった。

熱海記者会に所属し「個人名と顔の映像は露出しないとの合意」を受け入れて熱海記者会による記者会見等に参加した記者は、当然、申立人と熱海記者会の合意に拘束される。そして記者の所属する各社においても、記者が会見に参加するにあたり、各社独自の判断において申立人と記者会の合意事項を受け入れることとしたのであるから、その合意事項に拘束されることとなったのである。

## 2. SBSが申立人と熱海記者会との合意事項に反し申立人の顔の映像を放送したことは肖像権侵害にあたるか

- (1) 肖像権は、明文で規定されていないが、「何人もその承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されたり、撮影された肖像写真や映像を公表されない権利」であり、人格権の内容をなす法的な利益として保護されることに争いはない。

しかし、肖像権も他の人権や社会的利益との関係においてすべてに優先するわけではないから、表現の自由や報道の自由との関係においても、両者の調整が図られなければならない。「その承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影」とされているのにはそのような意味が込められている。

一般論としては申立人の承諾なしで撮影された顔の映像を放送することは肖像権の侵害として許されないが、しかし、申立人の承諾なしで撮影・放送することに報道の自由の観点から公共性があると認められるならば、両者の価値を検討して、一定の範囲では報道の価値が優先し、肖像権侵害とならない場合もあるということである。

本件では、申立人が代表者を務める本件会社が熱海市に「散骨場」を建設する計画を進め、それに対して地元住民から反対運動が起きて熱海市当局も関係する社会的問題が生じており、SBSはこれを報道したいと考えていた。言うまでもなく、社会の正当な関心事をニュースとして報道することは報道機関の使命であり、報道の自由によって保障されている。

このような場合、申立人の肖像権と、報道の自由が衝突することとなり、両者を調整する必要が生じる。そして調整のための具体的な方法はつぎのような考え方に従うこととなる。

すなわち、申立人の承諾なしに撮影された申立人の映像を放送することは、原則として肖像権侵害となるが、そのような映像を含む放送の内容が、報道の自由の観点から、公共の利害に関する事実の報道であり（公共性）、その放送が公益目的でなされた場合（公益性）には、放送による肖像権侵害の内容や程度と、その放送の公共性の内容や程度そして取材と報道の手段・方法とを比較考量して、放送することの価値が高いと判断されるのであれば、申立人はSBSに対して肖像権侵害を問うことはできないと考えるのである。

- (2) そこで、SBSの行った熱海散骨場計画に関する報道の公共性について検討する。

本件放送当時、本件会社は、熱海市において散骨場施設を建設し、運営することを計画していた。この施設は、亡くなった方を慰霊する施設であることから、墓地、埋葬等に関する法律（墓埋法）の適用の有無が問題とされ、墓地類



似という施設の性格から近隣住民による反対運動が起きていた。熱海記者会による会見は2014年6月11日に行われたが、同年5月中旬の段階で既に報道各社が「熱海の山林に『散骨場』計画 周辺に保養所、マンション 地元住民が反発」などと報道を行っており、また、熱海市は同年5月20日に、散骨場に対して墓埋法が適用されるかについて厚労省と協議していることなどについて会見を開き、その事実も報道されていた。そして、本件会社自身も修正案提出後のホームページ上で「心の“お墓”熱海『大地の里』-海洋散骨園-」と記していた。

このような状況からすれば、墓地類似の施設であるとの指摘がなされていた散骨場建設計画の帰趨は、温泉保養地である熱海市の住民にとっての公共的関心事であることは明らかであろう。

さらに、そのような公共性のある散骨場建設計画に対し、近隣住民が反対運動を起こしており、申立人によれば、本件放送前の段階で2,700～2,800名の反対署名が集まっていたということである。新聞報道によると、本件放送後の8月半ばには、反対署名が9,708名に達したとされている。熱海市の人口は同市のホームページによれば2013年で約39,000名であることからすれば、この散骨場建設計画について当時報道することの公共性の程度は、相当に高いものと判断することができる。

また、取材・放送の内容も、散骨場建設を計画している本件会社の社長である申立人が、市役所に計画の修正案を提出する場面と、熱海記者会との会見の状況の取材・報道であるから、後に検討する合意違反の点を除けば、特に問題があったと言うことはできない。

(3) つぎに、申立人の肖像権侵害の態様等について検討する。

申立人は熱海記者会との間で「個人名と顔の映像は露出しないとの合意」が成立しており、SBSがこの合意を受け入れて記者会による会見に参加したにもかかわらず、合意に反して顔の映像を放送したことは争いが無い。

しかし、そもそも肖像権侵害が問題となるのは「本人の承諾なしに」撮影したり放送したりする場合である。その意味で、「合意事項に反して放送がなされた」との点は、承諾のない場合の一態様であると考えられるから、肖像権侵害の問題としては、通常の承諾のない場合と本質的に変わりはなく、「合意に反した」というだけで肖像権侵害の程度が必ずしも重くなるとは言えない。

もちろん、合意違反は単に承諾がないことと同じではないが、「合意事項に違反した」ことが、承諾なしに放送する場合の一態様であると考えられることからすると、この点は、肖像権侵害と放送の公共性を比較考量するにあたって考慮すべき「取材と報道の手段・方法の相当性」に関わる一要素というべきで

ある。したがって、この点はそのような問題として後に別途検討する。

そこで、本件放送における申立人の肖像権侵害の態様等について考察する。

放送された申立人の映像は、熱海市に修正案を提出する際の映像と、熱海記者会による記者会見での映像にとどまる。そのうち、顔の映像が放送されたのは、修正案提出の際の映像であり、3回にわたり顔の分かる映像が約25秒放送されたものである。これは、公共性のある事項に関し、公共性の認められる場面での申立人の映像を、相当性の認められる範囲において放送したものと判断される。そのような範囲を超えて、例えば自宅内や病室内などの私的領域での映像等、承諾無く放映することによって高い違法性を帯びるような内容は一切含まれていない。

さらに、放送しないとの合意事項の一つである「申立人の実名」は一切放送されていない。そもそも本件会社のホームページでは、散骨場についての記載とともに、本件会社の代表者の実名が記載されている。また、会社名をもとに商業登記簿謄本を取り付けることで、誰でも本件会社の代表者の実名を知ることとは可能な状況にある。

SBSが、本件会社の代表者であることを明示した申立人の顔の映像を放送したことによって、それまでと異なった状況が生じたとすれば、視聴者が申立人と街で会うなどした際に本件会社の代表者であると認識することがより容易になったと言う点である。そして、その点が申立人の主張する被害—この放送によって反対意見の住民の視線が気になるようになりランチにも行けず夜の道など人とすれ違うのも怖い状況となった—と直接関わるところでもある。

確かに、本件会社の代表者であることを明示して申立人の顔の映像を放送することと、商業登記簿に住所・氏名が記載され、インターネット上で氏名が記載されることとは、まったくレベルの違うことである。

しかしながら、散骨場建設計画が、自治体当局の対応も含め地域社会に大きな反響を生じさせ、すでに相当高い公共性を有する話題となっており、したがって、これに関する報道にも相当高い公共性が認められている状況において、散骨場の建設・運営を計画している会社の代表者が、個人的な肖像権を根拠に、自己の顔の映像を放送することを拒否できるかについては大きな疑問がある。企業の社会的責任が指摘される昨今、地域社会に現実に相当程度の影響を生じさせている事業を計画している会社の代表者が、自らの顔を露出することを、個人の肖像権を根拠に否定し得るとは思われにくいからである。

以上から、本件当時、散骨場建設計画について報道することについては相当高い公共性が認められ、取材・放送の態様や方法において、特に不適切な点がない場合には、承諾なく肖像を撮影・放送しても、肖像権侵害にあたらない状

況であったと判断される。

- (4) さらに本件において、SBSの取材・放送の態様や方法における不適切な点は、もっぱら申立人と熱海記者会との合意事項に反して放送したという点にある。そこで、この合意事項に反したとの点と肖像権侵害の関係について検討する。

SBSが、自ら受け入れた記者会の合意事項に反して放送をしたことは、肖像権侵害と放送の公共性を比較考量するにあたって考慮すべき「取材と報道の手段・方法の相当性」の一要素であることは明らかであろう。例えば取材対象者を故意に欺いてなされた取材の結果を放送したようなケースであれば、仮に放送内容に高い公共性があったとしても、取材方法の不当性が極めて高いから、違法と評価される場合がある。

本件放送は事前の申立人と熱海記者会との合意に明らかに反したものである。そのことについて非があることは、SBS自身が当初より認め、申立人に対して謝罪の意向を示している。従って、肖像権侵害と報道の公共性を比較考量するにあたって検討すべき、取材と報道の手段・方法に関し、明らかに不適切な経過があったと言うことはできる。

しかし、これまで検討してきた肖像権侵害の内容・程度、そして、散骨場計画についての報道の公共性についての判断を前提とした場合、「合意に反した報道」という取材と報道の手段・方法における過ちによって、直ちに肖像権侵害が肯定されることになるとは言えない。

本件における「合意事項に反した」との点は、放送倫理上の問題として議論されるべきである。

### 3. SBSが申立人と熱海記者会との合意事項に反し顔の映像を放送したことに放送倫理上の問題があったといえるか

- (1) 申立人と熱海記者会との間で「個人名と顔の映像は露出しないとの合意」がなされ、SBSはその条件を受け入れて記者会見等の取材をした。SBSは申立人に対して、その合意事項を遵守すべき立場にあった。ところが、SBSはその合意事項に反して、申立人の顔の映像を放送してしまった。

取材対象者との信頼を確保し、その信頼を裏切らないことは、放送倫理上報道機関にとって当然のことである。日本民間放送連盟の報道指針においても「視聴者・聴取者および取材対象者に対し、常に誠実な姿勢を保つ。」(2.報道姿勢(1))、「取材対象となった人の痛み、苦悩に心を配る。」(3.人権の尊重(4))とされている。

その趣旨からすると、SBSが合意事項に反して顔の映像を放送したことに

は、放送倫理上の問題がある。

- (2) 合意事項に反した放送がなされた原因は、SBSによれば、もともとはモザイク処理をする前提で放送を予定していたところ、放送当日の多忙等のため、モザイク処理が未了であることに気付く機会が何回もありながらそこで気付くことのないまま、予定していたモザイク処理を施さないで放送をしてしまったということである。

このようなミスが発生するリスクは放送局の業務の性質上当初から予見され得るものであった。放送局としてはその重大な責任を自覚して、予めリスク回避のための取材・報道体制を構築しておくべきであった。

SBSは、本件放送に関して当初より「原因は初歩的な確認ミスであり、業者社長にはお詫びの申し上げようもありません」と反省し、謝罪の意向を示している。また、その後同様のミスが生じないような業務体制確立のための努力をしている。その点は委員会としても評価するところである。しかし、本件はミスが起きてから初めて対応策を検討しなければならないような特殊な事案ではなく、放送局の業務の性質上当然に予見され得る事態と言う意味で、極めて基本的な問題であった。その点を改めて指摘するとともに、同様の事態が生じないように更なる体制の充実を図るよう求めたい。

- (3) 熱海記者会との間で明確な合意がなされていたにもかかわらず、その内容に反したSBSの放送によって、合意によって当然に避けられるものと申立人が考えていた「顔の映像の放送」がなされてしまった。申立人の怒りは当然である。

しかし、他方で、既に述べたように、申立人は商業登記簿に本件会社の代表者として氏名等が記載され、同社のインターネット上のサイトには、散骨場建設計画についての記載とともに申立人の実名が代表者として記載されていた。そして、同社の散骨場建設計画は、近隣に様々な社会的影響を及ぼす可能性を有して既に地域の正当な関心事となっていた。そのような状況のもとでは、会社代表者としての立場上、申立人は散骨場建設計画についてなされる報道に対しては、必ずしも個人的な肖像権の主張をなし得ない立場にあったと考えられる。

確かに、放送の結果、視聴者が申立人と街で会うなどした際に、申立人が散骨場の建設・運営を計画している会社の代表者であると認識することがより容易になったと言えよう。しかし、それは散骨場建設を計画した会社の代表者の社会的責任として、受け入れざるを得ない事態であると言える。

申立人は、そのことで、反対意見の住民の視線が気になるようになりランチにも行けず夜の道など人とすれ違うのも怖い状況となったと強く主張している。

そのような危惧を感じたことを否定するものではないが、本件報道の後に、現実には申立人に身体・生命の危険を予想させるような事態が生じたとの事実、またはその可能性を裏付ける事実は示されなかった。

そうすると、SBSが合意事項に反した放送をしたことは明らかであるが、そのことによって生じた申立人の被害は、「合意に反した」、すなわち約束が守られなかったという意味を超えてさらに大きなものであったとまでは判断できない。

- (4) なお、申立人が、本件合意違反がSBS担当記者による故意によって生じたことと主張するのでその点を検討する。

もしも、そのような事実があれば、取材と報道の手段・方法が著しく相当性を欠くということになるだろう。しかし、SBSの説明する事実経過に不自然な点はなく、また、SBS担当者が故意で合意に反した放送をしなければならない理由も見当たらないから、合意に反した行為が故意によるものと認めることはできない。

ただ、記者会見当日、SBS担当記者の現場での対応が横暴な印象を与えたと申立人が主張しており、故意による合意違反であるとの申立人の主張を招いているように思われるので、放送局としては取材対象者にそのような印象を与えることのないよう配慮する必要があることを指摘しておきたい。

- (5) 以上からすると、SBSが受け入れた、申立人と熱海記者会との合意事項に反した放送をしたことは、日本民間放送連盟の報道指針の趣旨からすると、放送倫理上の問題がある。

#### 4. 熱海記者会による申立人との合意と報道の自由の問題（付言）

- (1) 申立人と熱海記者会との間で合意が結ばれたものであると判断されることは既に述べたとおりである。そして、SBSがその合意を受け入れるとの判断をして熱海記者会による記者会見に参加したものである。

SBSは、当時熱海市における散骨場建設計画についての報道には高い公共性があり、本来は本件会社代表者である申立人の実名、顔の映像も含めた放送をしたいと考えていたが、申立人の意向もありそれが実現できない状況であった。そのため、熱海記者会による会見に参加することによって、たとえ「個人名と顔の映像は露出しない」との前提であっても、同社代表者である申立人の直接の発言を取材し放送することに価値があると判断したということである。

その趣旨は理解できないものではない。

- (2) しかし、報道各社は自由に取材・報道を行うべきであって、記者クラブは、本来取材先からの取材・報道規制につながる申し入れに応じてはならないはず

である。2006年3月9日付「記者クラブに関する日本新聞協会編集委員会の見解」では、「取材・報道は自由な競争が基本である」、「本来、報道協定と呼べるものは・・・各社間協定や申し合わせとして正式に認めている・・・報道に限られる」、「記者クラブ側は取材先からの取材・報道規制につながる申し入れに応じてはならない」とされている。

そして、委員会は2014年6月9日に「顔なしインタビュー等についての要望～最近の委員会決定をふまえての委員長談話～」を公表し、取材・放送にあたり、「顔出しインタビュー」が原則であり、行き過ぎた“社会の匿名化”に注意を喚起したところである。

本件に関しては、既に述べたように当時熱海市において本件会社の散骨場建設計画が、熱海市当局も関係した大きな社会的関心事となっていたことに照らすと、報道各社は本件会社の代表者に対して、その社会的責任から実名・顔の映像も含めた取材・報道を求めるべき状況であったと思われる。

そのような状況において、現地の記者会と申立人との間で「個人名と顔の映像は露出しないとの合意」のもとに記者会見が行われることとなり、熱海記者会に加盟している記者が、上記合意の後に所属会社・局の了解のもとで、合意の条件を受け入れて記者会見に参加した。しかし、このようなあり方は、本来は認められない「取材先からの取材・報道規制につながる申し入れ」に応じたことと同様の結果をもたらす危険性があるのではないかと。

- (3) このような取材対象者と記者クラブとの合意は、取材相手の承諾なくしてはその実名や肖像を報道できないと判断される事案についてであれば、取材・報道「規制」につながる危険性は存しない。

しかし、散骨場建設計画に関する報道は、当時公共性の相当高いもので、申立人の肖像権に勝る報道の価値（公共性）があると判断される状況であった。にもかかわらず、一旦熱海記者会名義でこのような「個人名と顔の映像は露出しないとの合意」がなされ、上記のような記者会見が実施されるという経緯を辿ると、理論上は合意がその日の記者会見限りのものであったとしても、報道各社が一旦受け入れたその条件を以後まったく無視して新たに取材・報道できるかどうか、大きな疑問がある。

例えば、前日の記者会見に関する合意事項があるから翌日以降の独自取材による「顔の映像」も放送しないというようなことになれば、それは結局、記者会による合意を受け入れることによって、実質的に、取材・報道規制がもたらされることになるのではないかと。

その意味において、熱海記者会による「個人名と顔の映像は露出しないとの合意」は、報道の自由との関係で重要な問題をはらんでいることを付言しておきたい。

### Ⅲ 結論

委員会の判断とその理由についてまとめる。

「個人名と顔の映像は露出しないとの合意」は申立人と熱海記者会との間でなされた。SBSは、熱海記者会所属の同社記者が会見に参加するにあたり、記者会の合意事項を受け入れることとしたのであるから、この合意事項に拘束される。

SBSが合意事項に反して申立人の顔の映像を放送した点は、明らかにSBSに非がある。しかし、肖像権侵害の判断との関係においては、「合意事項に反して放送がなされた」ことは、結局、承諾なく肖像が放送された場合の一態様と評価されるため、肖像権侵害の有無は報道の公共性との比較考量によって判断される。

そして、本件当時、散骨場建設計画について報道することには相当高い公共性が認められ、SBSの取材・報道の内容も、散骨場建設を計画している本件会社の社長である申立人が、市役所に計画の修正案を提出する場面と、熱海記者会との会見の状況取材し、適切な範囲で報道したものであるから、特に問題があったということとはできない。

以上から、本件放送は、公共性のある事項に関し、公益目的をもって、申立人の映像を相当性の認められる態様において放送したものであるから、肖像権侵害があったとは認められない。

しかし、取材対象者との信頼を確保し、その信頼を裏切らないことは、放送倫理上報道機関にとって当然のことである。日本民間放送連盟の報道指針の趣旨からすると、SBSが、合意事項に反した放送をしたことは放送倫理上の問題がある。

既にSBSが申立人に対し謝罪の意向を示し、また、今後同様の事態が生じないための措置をとっていることを委員会は評価するが、今回の事態が生じた原因は日々の放送業務の性格上当然に予見されるべき基本的な問題であった。委員会はSBSに対し本決定の主旨を放送するとともに、再発防止のため更なる社内体制の充実を要望する。

なお、本件事案の特殊性に鑑み、以下付言する。

公共性のある事項について、公益目的のもとで、適確な報道を行うことは、報道機関に課せられた重要な使命である。そのような役割を果たすために取材・報道の自由が認められている。その観点から、取材・報道規制につながる申し入れに応じるようなことがあってはならず、また、同様の結果を生じさせるような過度の自主規制的対応があってはならないことを指摘しておきたい。

## IV 放送概要

被申立人が提出した同録DVDによると、本件放送の概要は以下のとおりである。

映 像	ナレーション、発言、インタビューなど
<ul style="list-style-type: none"> <li>○スーパー</li> <li>「市が驚いた業者側の修正案」</li> <li>&lt;修正案提出&gt;</li> <li>○市役所内会議室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;アタック音2秒&gt;</li> <li>・ナレーション「熱海市の山林に民間企業が計画している散骨場、そこに市が実質的に中止を求めている問題で業者側がきょう、初めて公の場に姿を見せ修正案を提示しました」</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○会議室に入る業者社長（顔出し・約12秒）社名スーパーあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社長「先日、市からご指導をいただいて、それに基づいてプランを変更しました」</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;当初の計画について&gt;</li> <li>○散骨場が計画されている土地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*当初の計画内容についてナレーションで紹介</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○熱海市長コメント（今月6日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱海市長「これは墓地であると、市として正式に判断をさせていただきます」</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○墓埋法条文</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*熱海市は、当初計画の散骨場は墓地だと判断した。この判断は、実質的に計画中止を迫ったもの。「法律に定められていない散骨場なら建設は自由に出来るはず」というのがこれまでの業者側の主張。これらをナレーションで紹介。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画地の町内会長インタビュー（今月6日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会長「不安ですよね・・・」</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;修正案をめぐるやりとり&gt;</li> <li>○会議室での業者社長（顔出し・約8秒）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナレーション「付近の反対住民も穏やかでない中行われたきょうの市と業者の面会。そこで業者側が示したのは・・・」</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○業者社長（目を含まない鼻、口の映像・約8秒）社名スーパーあり</li> <li>○熱海市担当者</li> <li>○修正案内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社長「遺骨は一切ないです。墓埋法に抵触しますか」</li> <li>・熱海市担当者「すいません。えっ！」</li> <li>*修正案の内容をナレーションで説明</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;記者会見&gt;</li> <li>○会見場、業者社長の記者会見（顔なし・約11秒）社名スーパーあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社長「最初からプランはいくつも考えておりましたから。想定範囲内です。そうでなければ、土地まで取得いたしません」</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;樹木葬&gt;</li> <li>○樹木葬の寺・樹木葬する遺族</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*「供養する方法の多様化」についてのナレーション</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺族インタビュー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族「いま、一番問題になっているのは、代々のお墓を継ぐこと。子供のことを考えますと・・・」</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○樹木葬の寺・住職インタビュー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住職「どうしても、子供のいない家庭とか。（墓を）みる人がいないという家もある」</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;多様化する葬り方&gt;</li> <li>○海</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナレーション「価値観の多様化する、人を葬る方法。そんな社会事情がこじれて今回の熱海市の問題が出てきました。あいまいな法律と、市の判断を飲み込んだ修正案を提示し、業者側は年末完成に向けて計画を進めるとしています」</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市役所内会議室、業者社長（修正案提出、顔出し・約5秒）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;スタジオコメント&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャスター「業者の対応があまりにも予想外の変化球だったのでしょうか。熱海市は即答を避け、来週以降見解を回答するとしています」</li> </ul>



## V 申立人の主張と被申立人の答弁

提出された書面とヒアリングによると、申立人の主張と被申立人の答弁は以下のとおりである。

	申立人	被申立人
番組の問題部分と放送による人権侵害	<p>■記者会見の依頼書、当日の注意書きにも「個人名、顔出しNG」取材（という約束）にもかかわらず、冒頭から全て顔露出映像ばかり。</p> <p>■完全に人権を侵害された。肖像権侵害。</p> <p>■事前の流れから、取材記者による故意だと思われる。</p>	<p>■今回の取材・放送については、業者社長と熱海記者会との間に「顔と個人名の露出は避ける」という約束があった。</p> <p>■記者会が実名と顔出しはしないという条件で取材の場を整えた。顔出しは無理でも肉声で説明を聞ければということで条件に合意した。記者会は各社に合意を強制しておらず、顔出しについて個別に交渉することを妨げるものでもなかった。合意はそれぞれの社と業者社長との間でしたものと考えている。</p> <p>■しかし、そのことを認識しながら、映像素材の編集段階において「露出しない」ことを忘れ、業者社長の顔を「露出した」状態で放送してしまった。 原因は初歩的な確認ミスであり、業者社長にはお詫びの申し上げようもない。</p> <p>■肖像権の問題については、法的な権利の侵害があったのか、具体的にどのような損害を与えたかは判断できない。</p> <p>■故意によるものではなく、担当者の不注意・失念によるもの。しかし、取材・放送上の注意、取材相手への配慮を欠いたことは疑いもない。</p>

	申立人	被申立人
放送によって生じた被害と放送の公共性	<p>■人口約37,000人の熱海市で、散骨場の反対署名が約2,800人（ヒアリング時の申立人の発言によれば、約9,700人に増加）。せまい田舎町なので、隣の席に反対署名者がいると思うとランチにも行けない。夜の道など、人とすれ違うのが怖い。</p> <p>■温泉大浴場付きリゾートマンションに住んでいる。以前は、風呂でよく話しかけてくれた住人達は目をそむける。熱海を騒がしている散骨業者が私だと知れ渡ってしまったからだ。</p> <p>■精神的苦痛を受けた。</p>	<p>■被害についての申立人の主張は聞いているが、実際の被害は確認できていない。</p> <p>■地元町内会は、2,000人以上の建設反対署名を市に提出し、「いかなる計画変更でも山林に墓地のようなものを作ること自体に反対する」と反発の姿勢を崩していない。</p> <p>■本件に限らず、散骨施設建設に対する地元住民とのトラブルは、全国的な問題となっている。とりわけ、熱海は全国に知られる温泉観光地であり、首都圏の新たな慰霊の地として開発されることの是非は、熱海市民はじめ多くの県民の大きな関心事であり、静岡県内の新聞各紙、テレビ局とも報道すべき事案として注目した。</p> <p>■公正な立場で報道するためにも、市側や地元住民の意見だけでなく、業者社長の考えや主張を直接聞けるインタビューは是非とも必要だった。</p>
局への要求	<p>■謝罪と誠意ある対応</p>	<p>■今回ご迷惑をお掛けした業者社長とは今後も誠意をもって対応していく。</p>
放送後の対応	<p>■熱海記者会の幹事にクレームをつけるも埒があかない。</p> <p>■その後、SBSの取材記者から連絡はあったが、今回の取材依頼はあくまで熱海記者会からのオファーであり、SBSからのオファーは受けていないことを伝えて電話を切った。</p>	<p>■放送当日以降、取材担当記者、本社編集デスク、報道部長が業者社長に電話して、「SBSのミスでご迷惑をお掛けした。会ってお詫びしたい」などと申し入れた。</p> <p>■再発防止へのマニュアル作成と合わせ、公の電波を扱うテレビ人としての心構えや人権意識を、報道会議、コンプライアンス会議、社内研修会などで再度徹底している。</p>

## VI 申立ての経緯および審理経過

年 月 日	内 容
2014年 5月20日	SBS、散骨場計画に関する一連の報道開始
6月11日	業者社長、熱海市に計画修正案提出・記者会見 SBS『イブアイしずおか・ニュース』で本件放送 業者社長、熱海記者会幹事に抗議 SBS編集デスク、業者社長に電話し謝罪の意向を示す
6月17日	業者社長、「申立書」を委員会に提出
8月20日	SBS、「経緯と見解」書面、関連資料、同録DVDを提出
9月16日	第212回委員会 審理入り決定
9月24日	SBSの「答弁書」を受理（9月22日付）
9月30日	起草委員による論点と質問事項打ち合わせ
10月21日	第213回委員会 ヒアリング、審理
11月14日	第1回起草委員会 「委員会決定」案を起草
11月18日	第214回委員会 審理
12月 9日	第2回起草委員会
12月16日	第215回委員会 審理 「委員会決定」案を了承
2015年 1月16日	「委員会決定」通知・公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]  
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	三宅 弘
委員長代行	奥 武則
委員長代行	坂井 眞
委員	市川 正司
委員	大石 芳野
委員	小山 剛
委員	曾我部真裕
委員	田中 里沙
委員	林 香里